

安来市民

の皆さまへ

大切な方への 絆ノート

— エンディングノート —



目次

はじめに	3
私のこと	
●私のこと	4・5
●家族関係図	6
●自分史	7
●健康・医療	8
もしものときに	
●介護や告知	9
●お葬式とお墓	10
●ペットのこと	11
託していくもの	
●生命保険など コラム	12・13
●年金など	14
●不動産・預貯金など	15
●その他の財産 コラム	16・17
●遺言書・遺産分割	18
大切な方への絆	
●もしもの場合の連絡先リスト	19・20
●“絆”メッセージ	21～23

包括連携協定に関して

安来市と第一生命保険株式会社(島根支社)は、2017年12月18日、相互の連携を強化し、安来市における地域の一層の活性化と市民サービスの向上を図る包括連携協定を締結しました。
本冊子「大切な方への絆ノート」は、同連携協定に基づく取組の一環として、安来市と第一生命保険株式会社が共同で制作し、市民の皆さまへ無償提供しています。

はじめに

ご家族やご友人といったあなたの大切な方との「絆」は、かけがえのないものです。移り変わりの激しい今日だからこそ、大切な方との「絆」を深めていきたいと考えておられる方も多くいらっしゃいます。

しかしながら、日々の時の流れの中で、あなたの大切な方と常に一緒に過ごすことができるわけではありません。

また、あなたの想いをありのままの形で、大切な方に伝えきれるとも限りません。

あなたの大切な方との「絆」をさらに深めていただく方法のひとつとして、このノートをご用意しました。

あなたに万一のことが起きたときには、このノートがあなたとご家族の「絆」をつなぐことになるでしょう。

もちろん、このノートには遺言書と異なり、法的な効力はありません。ご家族や相続人の方々に対する強制力もありません。

もしかすると、このノートを書き進めていくうちに、正式に遺言書を書いておいたほうがよい、ということになるかもしれません。

また、このノートを書くことで、大切な方と話をする機会が増えることでしょう。

関連する分野の書籍を読んだり、セミナーに参加するといった新たな行動につながるかもしれません。

このノートの最初から、すべての項目を書いていこうと頑張りすぎない方がいいでしょう。

まずは、ご自身の想いやご希望を少しずつ整理していきましょう。

このノートが、あなたの大切な方との「絆」をさらに深めていくことにつながることを心より願っています。



私のこと

✓ 私の基本情報

氏名 _____

生年月日	年 月 日
住所	〒 _____
本籍	
出生地	

✓ 特に、このノートを読んでもほしい方々

✓ 住所の記録

期間	住所
年 月 ~	
年 月 ~	
年 月 ~	
年 月 ~	
年 月 ~	

☑️年金手帳・保険証・免許証など

健康保険証や運転免許証、パスポートなどの公的な管理番号や、その他の大切な番号を控えておくと、紛失の際などにも役立ちます。

名称	記号・番号	保管場所・その他
年金手帳		
健康保険証		
介護保険証		
運転免許証		
パスポート		
住民票コード		
マイナンバーカード		

☑️Web関連

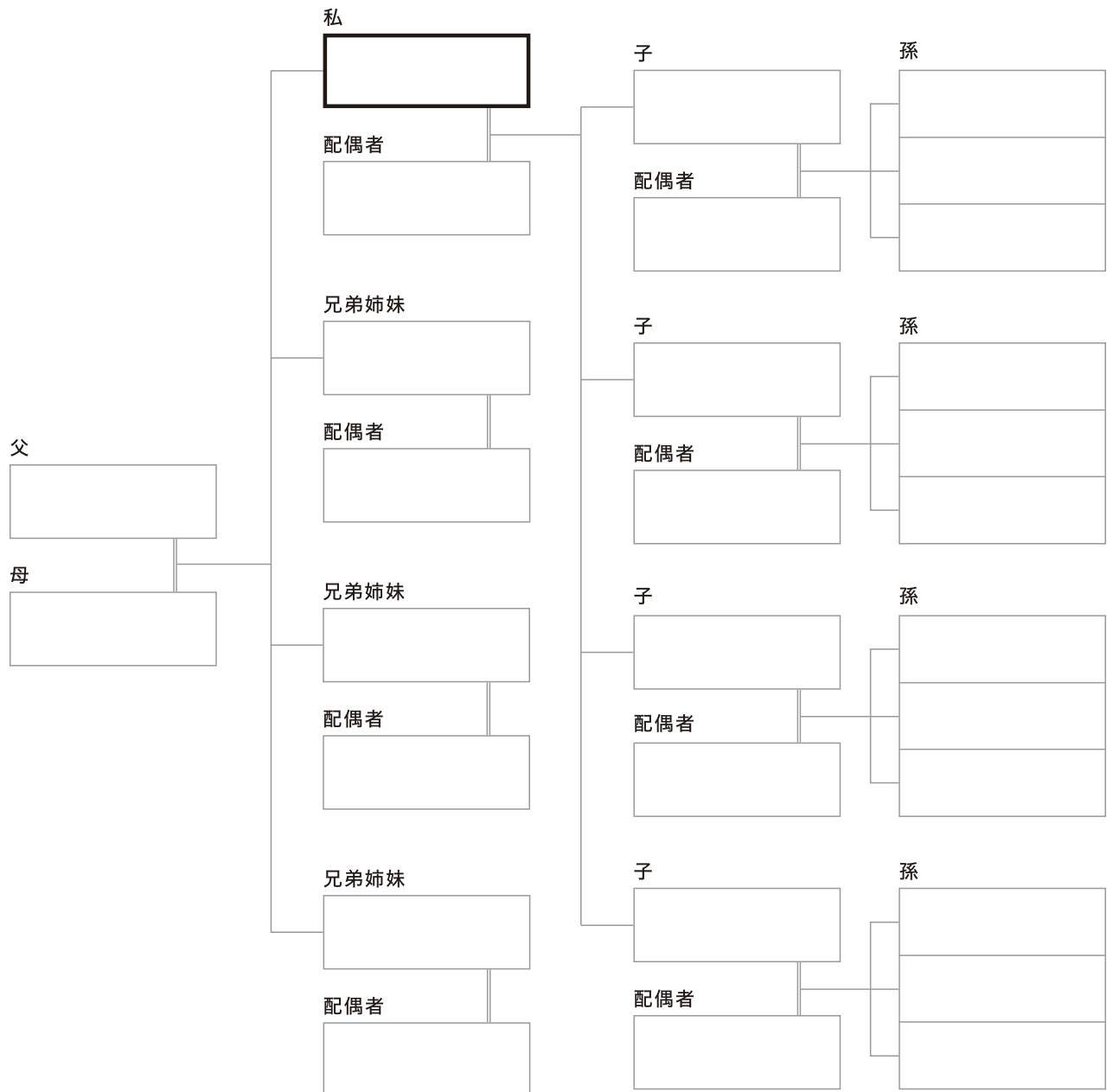
利用しているネットバンキング、SNS、ウェブサイト、アプリなどの情報を記入しておきましょう。(情報が漏れないよう十分注意してください)

名称	ID	パスワード



家族関係図

家族、親族について記入しておきましょう。



Memo

.....

.....



自分史

これまでの歩みで、特に思い出に残っていることや、現在の趣味や生きがいを記入しましょう。

→ 幼少の頃

→ 学生時代

→ 社会に出てから

→ セカンドライフ

→ 趣味・生きがい

私のこと

もしものとき

託すもの

大切な方への絆



健康・医療

かかりつけの医療機関や既往症、その他治療に際して注意すべきことを記入しておきましょう。このページをコピーして冷蔵庫に貼っておくなどすると、いざという時に役立ちます。

☑️かかりつけの医療機関

病院名	診療科	担当医師名	連絡先	備考

☑️既往歴

病名・症状	期間	治療した病院など
	～	
	～	
	～	
	～	

☑️持病やアレルギーなど

血液型 (Rh)	型(Rh)
持病	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	病名：
アレルギー	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	アレルギー物質：
常用薬	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	薬名：

☑️その他

健康上の留意点など

.....

.....

.....

.....

.....



介護や告知

介護が必要な状態になったり、重病に冒されて意思表示ができなくなったりした時など、事前にあなたの希望がわかっているならば、ご家族の負担を減らすことができます。

✓ 介護の希望

誰に	
どこで	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院や介護施設（個室・多床室・どちらでもよい） <input type="checkbox"/> 家族に任せる <input type="checkbox"/> その他
費用は	<input type="checkbox"/> 準備している（内容） <input type="checkbox"/> 特に準備していない

✓ 病名や余命の告知

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 病名の告知を希望する | <input type="checkbox"/> 余命の告知を希望する |
| <input type="checkbox"/> 家族に任せる | <input type="checkbox"/> 希望しない |
| <input type="checkbox"/> その他 | |

✓ 延命治療の希望

- | | | |
|------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 希望する | <input type="checkbox"/> 希望しない | <input type="checkbox"/> 家族に任せる |
| <input type="checkbox"/> その他 | | |

✓ どこで最期を迎えたいか

- | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自宅 | <input type="checkbox"/> 病院や介護施設など | <input type="checkbox"/> 家族に任せる |
| <input type="checkbox"/> その他 | | |

✓ 臓器提供の希望

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 希望する（臓器提供意思表示カードの保管場所 |
| <input type="checkbox"/> 希望しない |

私のこと

もしものときに

話していくもの

大切な方への絆



お葬式とお墓

最近では自分の葬儀を生前に予約する方も少なくありません。遺骨を納めるお墓についてもさまざまな形式があります。ご家族やまわりの方のために、希望を記入しておきましょう。

✓ 葬式の希望

- 一般的なお葬式 家族葬 火葬のみ
 家族に任せる その他

✓ 葬儀を行う宗教・宗派

名称	
所在地	
連絡先	

✓ 葬儀社

- 予約している 希望がある
 社 名
 連 絡 先
 家族に任せる その他

✓ 喪主

- 決めている（名前）
 家族に任せる

✓ 葬式費用

- 準備している（内容）
 準備していない

✓ 希望するお墓

- 先祖代々のお墓
所在地
- すでにお墓を用意している
連絡先
- 新たにお墓を用意して欲しい
- 家族の判断に任せる
- その他

✓ 仏壇、供養など、その他の希望

.....

.....

.....



ペットのこと

家族の一員であるペットについて、もしものときの希望を記入しておきましょう。

- 飼ってほしい方
..... 連絡先
- ペットの施設で世話をしてほしい
施設名 連絡先
- 家族に任せる

名前： 登録番号：

血統書（保管場所

病気・ケガ：

かかりつけの動物病院など：

えさ：



生命保険など

- 万一のことがあったとき、ご家族がスムーズに保険金や給付金を請求できるよう、加入している生命保険や損害保険などを書き出しておきましょう。
- また、あなたがご家族のために加入している生命保険等についても、記入しておきましょう。
- どのような保障内容になっているか、誰が受け取ることになっているか、保険証券はどこに保管しているかなど、改めて確認しておくことをおすすめします。

保険会社	加入内容・金額	証券番号	契約者	被保険者	受取人
例) 第一生命	終身保険 3,000万	0123-456789-0	第一太郎	第一太郎	第一花子

コラム 生命保険金の非課税枠とは？

生命保険の保険金には、相続税法上の非課税枠があります。

保険金の非課税枠 (相続税法第12条)

契約者・被保険者 被相続人

死亡保険金受取人 相続人

※被相続人が保険料を負担した場合

保険金の非課税枠

= 500万円 × 法定相続人数

ケース 死亡保険金2,000万円、法定相続人が3人

課税対象金額 = 500万円

(2,000万円 - 500万円 × 3人)

生命保険のその他のメリット

- 1 受取人を指定することで、残したい方に財産(保険金)を残すことができます。
- 2 遺産分割協議を待たず、保険会社に請求することですみやかに保険金を受け取ることができます。
- 3 不動産や預貯金などの相続に比べて、比較的簡単に手続きを行うことができます。

契約日	満了日	保険料	担当者	連絡先	備考
H5.4.1	H25.3.31	払込済み	第一さん	03-1234-5678	保険証券は自宅に保管

私のこと

もしものときに

託していくもの

大切な方への絆



年金など

公的年金や、企業年金、個人年金などについて記入しておきましょう。

☑ 公的年金

基礎年金番号 (年金手帳の番号)	年金証書番号	受取口座		
		金融機関	支店	口座番号

☑ 企業年金

企業年金(会社名)	受取内容など	連絡先など

☑ 個人年金

会社名	証券番号など	受取内容など	連絡先など

☑ その他の給付など

項目	内容	連絡先など
例) 退職金	死亡退職金 / 弔慰金	厚生部 03-1234-5678



不動産・預貯金など

✓ 不動産

所有する不動産について記入しましょう。特に現住所以外の不動産については、将来、ご家族が手続きで困ることのないよう、もれなく記入しましょう。

種類	所在地	面積(m ²)	持分	連絡先など
① 土地・建物	例) 東京都〇〇区◇◇1-2-3	300	単独所有	03-1234-5678
土地・建物				
土地・建物				
土地・建物				
土地・建物				

✓ 預貯金

預貯金について記入しましょう。暗証番号やカード、通帳、印鑑の保管場所については、ご家族に口頭でお伝えしておくことをおすすめします。

金融機関・支店	種類	口座番号	連絡先など
例) 〇〇銀行××支店	① 普通・当座	0123456	03-1234-5678
	普通・当座		
	普通・当座		
	普通・当座		
	普通・当座		

✓ 株式・有価証券など

株式などの財産について、連絡先の証券会社などを記入しておきましょう。

内容	購入先など	連絡先など
例) 〇〇会社	××証券	03-1234-5678

私のごと

もしものときに

託していくもの

大切な方への絆



その他の財産

✔ ゴルフ会員権など

相続発生後に名義変更が必要なものを記入しておきましょう。

種類	内容	備考

✔ クレジットカード・電子マネー

会社	番号	決済口座	引落日	連絡先	備考

✔ ローン・借入金

借入先	内容	決済口座	引落日	完済予定日	備考

✔ 大切にしているもの

あなたの大切なコレクションや宝飾品、骨董品など、その内容や誰に譲りたいかなどを記入しておきましょう。

種類	保管場所	譲りたい相手	備考

✔ パソコンなどに保存されているデータについての希望

コラム 名義変更は大丈夫？

相続の発生にともなう名義変更には、例えば以下のような書類が必要となります。

※法改正等により必要となる書類が異なる場合があります。名義変更手続きの際には管轄の法務局や金融機関、専門家等にご確認ください。

不動産の場合(法務局での手続き)

- 登記申請書
- 死亡した人の出生から死亡までの戸籍謄(抄)本、除籍謄本(※)・住民票除票等
- 遺産分割協議書(法定相続人全員の署名・実印捺印)
- 相続人全員の戸籍抄本(戸籍一部事項証明)・印鑑登録証明書
- 不動産を取得する相続人の住民票
- 固定資産評価証明書など (遺言書がある場合は、必要となる書類が異なります)

預貯金・株式の場合(金融機関での手続き)

- 遺産分割協議書または遺言書または金融機関所定の書類
- 死亡した人の出生から死亡までの戸籍謄(抄)本、除籍謄本(※)・住民票除票等
- 相続人全員の戸籍抄本(戸籍一部事項証明)・印鑑登録証明書
- 預貯金通帳・カードなど

※法定相続情報一覧図の写しで、戸籍抄本および除籍謄本の代替が可能な場合があります。

残された家族が相続に伴う名義変更の手続きをするのは思いのほか大変です。例えば不動産の名義が先代のままになっている場合、さらに手続きが煩雑になってしまいます。また、どの金融機関にご本人名義の預貯金等があるのか、ご家族の方が生前知らされておらず、解約の手続きに苦労されるといったケースも少なくないようです。大切なご家族のために、早めに対応しておきましょう。



遺言書・遺産分割

✓ 遺言書

このノートとは別に遺言書を作成している方は、以下にその内容を記入しておきましょう。

<input type="checkbox"/> あり (年 月 日作成)		<input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/> 自筆証書遺言	<input type="checkbox"/> 公正証書遺言 (公証役場)
保管場所		
連絡先		

✓ 遺産分割についての希望・思い

遺産分割についての希望を記入しておきましょう。

ご家族のために、あなたの思いが伝わるように書くのがポイントです。

※こちらに記入された内容は遺言書と異なり、法的効力を有するものではありません。遺産分割についての希望や思いを実現するために、こちらで整理した内容を基に遺言書の作成を検討しましょう。

.....

.....

.....

.....

.....

✓ 専門家

付き合いのある税理士や司法書士などの専門家を記入しておきましょう。

.....

.....

“絆” *Kizuna Message*

メッセージ



“絆”で結ばれたかけがえのない家族や友人に
あなたの想いを託すページです。
大切な方へ、あなたからの素直な言葉を伝えます。

.....さんへ

.....さんへ

私のこと

もしものときに

話していくもの

大切な方への絆

“絆” Kizuna Message メッセージ 

.....さんへ

.....さんへ

.....さんへ

私のごと

もしものときに

託していくもの

大切な方への絆

.....さんへ

.....さんへ

.....さんへ

安来市からのメッセージ

安来市では、地域課題の解決のため、様々な主体と連携しながら施策推進に努めており、今回は市民サービス向上のため、第一生命株式会社様との包括連携協定に基づく取組の一環として、本冊子を作成しました。

安来市はこれからも皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民サービスの更なる向上に取り組んでいきます。

第一生命からのメッセージ

第一生命は、1902年、日本での創業以来、お客さま本位（お客さま第一）を経営の基本理念に据え、生命保険の提供を中心に、地域社会への貢献に努めてきました。

これからも、お客さまとお客さまの大切な人々の“一生涯のパートナー”として、グループ各社とともに、それぞれの地域で、人々の安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していきます。

! この冊子に掲載している内容は、2019年7月時点の法令に基づいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、顧問税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

大切な方への絆ノート

2022年1月発行

監修

平松哲典税理士事務所

東京都渋谷区広尾1-3-18広尾オフィスビル11F

村山司法書士事務所

東京都江戸川区平井4-12-1-702

制作・発行

安来市健康福祉部介護保険課

〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1

TEL:0854-23-3297

FAX:0854-32-9009

E-mail:kaigo@city.yasugi.shimane.jp

第一生命保険株式会社

FPコンサルティング部

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

Tel:(03)3216-1211(大代表)

第一生命ホームページ：<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>

お気に入りの写真

お気に入りの写真や遺影用の写真などを貼り付けておきましょう。
ご自分の顔がはっきり大きく写っている写真がおすすめです。



写真貼付欄

困ったときに相談できるところ

令和4年4月1日現在

地域包括支援センター（高齢者まるごと相談センター）	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が連携して、担当地域内の高齢者やその家族の生活を総合的に支援します。	
	主な支援内容	○地域の高齢者をはじめ、その家族全体の相談を広く受付しています。 ○もの忘れや足腰が弱ってきた等心配な方の介護予防のお手伝いをします。 ○介護保険サービスの利用についての相談をお受けしています。 ○高齢者の権利を守るための相談や虐待防止活動を行います。
	※土日祝祭日、年末年始は電話で受付します。時間外も電話相談で対応(担当携帯に転送)	
	広瀬	安来市地域包括支援センター （高齢者まるごと相談センター） 基幹センターひろせ 安来市社会福祉協議会広瀬支所内
伯太	サブセンターはくた いきいきの郷はくた内	☎ 0854-37-1540
安来	サブセンターやすぎ 安来市社会福祉協議会内	☎ 0854-27-7100

介護保険制度に関すること	安来市介護保険課 安来市立病院となり 安来市健康福祉センター2階	☎ 0854-23-3290
生活支援に関する こと・日常生活 自立支援事業(*1)	安来市社会福祉協議会	☎ 0854-23-1855 (本所)
権利擁護センター (成年後見に関すること)	安来市社会福祉協議会	☎ 0854-37-1432 (伯太支所)

*1 日常生活自立支援事業とは一人暮らしや高齢者の二世帯などで、福祉サービスをどうやって利用すればいいかわからない、金銭管理がうまくいかない、などの時に便利な制度です。社会福祉協議会と契約を結んで、低廉な費用で福祉サービス利用の援助、日常的なお金の出し入れの援助などを頼むことができます。

